

建設経済常任委員会
所管事務調査報告書
(地域経済振興施策について)

令和 4 年 5 月 24 日

目 次

1 調査に至った経緯	1 ページ
2 所管事務調査の概要	1 ページ
(1) 所管事務調査の決定	1 ページ
(2) 委員会の開催状況	1 ページ
(3) 委員構成	2 ページ
(4) 執行部からの説明	2 ページ
(5) 参考人	2 ページ
3 調査結果	3 ページ
(1) 第1回（令和4年2月22日開催）	3 ページ
(2) 第2回（令和4年4月11日開催）	5 ページ
ア 参考人招致	5 ページ
イ 他自治体への調査（地域経済振興施策）について	7 ページ
4 委員会所見	9 ページ
(1) 市内事業者の受注機会の拡大	9 ページ
(2) 地域資源活用の促進	10 ページ
(3) 市民の意識改革	10 ページ
(4) 地域経済循環	10 ページ
(5) その他の視点	10 ページ
(6) 今後について	11 ページ

1 調査に至った経緯

公共工事の総量縮減や、専門性の高い大規模工事を市外事業者が受注する案件が増えるなど、市内事業者の受注機会が減少しつつあることは、これまで本市の地域経済の課題として認識しているところであったが、新型コロナウイルス感染症がさらに大きな影響を及ぼし、いまだ回復が見込めない状況となっている。

そのような中、令和3年12月20日に行われた「小田原市議会 正副議長・常任委員会正副委員長と小田原箱根商工会議所 正副会頭・部会長との懇談会」において、「地域経済の下支えをしている地域の中小企業が活躍できないと、地域が元気にならない。地域経済を循環させる取組を官民で力を合わせて行っていきたい」という旨の発言があったことから、本市議会として「地域経済振興施策について」を調査テーマに、地域経済を活性化させる取組について調査、研究することとした。

2 所管事務調査の概要

(1) 所管事務調査の決定

令和4年1月24日の本常任委員会において、次のとおり、調査事項、目的、方法及び期間を決定し、小田原市議会会議規則第70条第1項の規定により議長に通知をした。

ア 調査事項

地域経済振興施策について

イ 目的

地域経済循環や中小企業支援に資する取組等について調査し、本市の地域経済振興施策の向上について研究し、また必要に応じ提言すること

ウ 方法

委員会の協議により、所管課に報告や必要な資料の提出を求めるとともに、必要に応じて他自治体への調査や参考人招致等を行い、報告書を作成する

エ 期間

調査終了まで

(2) 委員会の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第1回	令和4年2月22日	市内の経済状況等について（市執行部）
第2回	令和4年4月11日	・本市の経済状況について（参考人招致） ・他自治体への調査（地域経済振興施策）の結果報告について

第3回	令和4年5月10日	報告書の検討
-----	-----------	--------

(3) 委員構成

委 員 長	神 戸 秀 典	(誠 新)
副 委 員 長	清 水 隆 男	(誠 新)
委 員 員	荒 井 信 一	(公 明 党)
委 員 員	大 川 裕	(誠 風)
委 員 員	杉 山 三 郎	(志民・維新の会)
委 員 員	鈴 木 紀 雄	(緑 風 会)
委 員 員	奥 山 孝 二 郎	(公 明 党)
委 員 員	井 上 昌 彦	(誠 風)
委 員 員	横 田 英 司	(日本共産党)

(4) 執行部からの説明

市執行部の関係する所管から、第1回（令和4年2月22日）に説明を受けた。

■執行部出席者

経 済 部 長	武 井 好 博
経 済 部 副 部 長	遠 藤 孝 枝
契 約 檢 査 課 長	津 田 剛

ほか関係職員

(5) 参考人

第2回（令和4年4月11日）には、小田原市委員会条例第28条に基づき、次のとおり参考人4名を招致して、本市経済の現状について意見等を聴取した。

■参考人

小田原箱根商工会議所 会頭 鈴木 恒介 氏
 小田原箱根商工会議所 専務理事 山本 博文 氏
 公益社団法人小田原青年会議所 地域愛醸成室 室長 松賀 夏樹 氏
 公益社団法人小田原青年会議所 地域共創委員会 委員長 新井 祐太 氏

3 調査結果

(1) 第1回（令和4年2月22日開催）

市内の経済状況等の現状について、経済部産業政策課より報告を受けた。

ア 市内の産業構造について

(ア) 事業所数

- ・市内の事業所を業種分類別で見ると、「卸売業、小売業」27%、「宿泊業、飲食サービス業」13%、「建設業」と「生活関連サービス、娯楽業」が各9%と事業所全体の約50%を占めている。
- ・「卸売業、小売業」は全国、神奈川県と比較して高い水準となっており、そのうち、「飲食料品小売業」が26%と4分の1を占める。

(イ) 従業員数

- ・従業員数は、「卸売業、小売業」22%、「製造業」14%、「医療、福祉」12%、「宿泊業、飲食サービス業」10%となっている。
- ・「卸売業、小売業」は全国、神奈川県と比較して高い水準となり、そのうち、「飲食料品小売業」が32%と約3分の1を占める。
- ・「製造業」は県より高く、全国比較では低い水準となっている。内訳として上位から、「化学工業」「食料品製造業」「印刷・同関連業」と続く。

(ウ) 売上高

- ・売上高は「卸売業、小売業」38%、「製造業」21%、「建設業」8%となっており、これらを合わせると全売上高の約70%近くを占める。特に「卸売業、小売業」は全国、神奈川県と比較しても高い水準となっており、そのうち、「飲食料品小売業」が5割弱を占める。
- ・「製造業」は「情報通信機械器具製造業」が約4割を占める。

イ 市内の景況感等について

業況指数は、コロナ禍における経済対策、感染症対策を施した経済活動の再開により、改善傾向が見られ、見通しとしては、新型コロナウイルス感染症の流行前の水準に戻りつつある。

雇用状況指数は、正規・非正規ともに僅かに改善傾向があり、サービス業、建設業、製造業、不動産業は改善傾向に、小売業、飲食・観光業、卸売業は悪化している。

事業者別の経営状況については、内食指向への切り替わりで売上を伸ばしている小売業や、売上が情勢に左右されにくい生活必需サービスを提供する事業者、情報通信業を除き、多くの業種において資材の納入遅れやイベントや祭事の規模縮小により売上が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に打撃を受けている。

ウ 本市の取組について

(7) 中小企業支援のための通常の事業としての取組（令和2年度実績）

《中小企業振興事業》

- ・ 小田原市中小企業小口資金融資
　　中小企業者の事業活動に必要な運転資金、設備資金を融資
- ・ 中小企業信用保証料補助金
　　中小企業小口資金等の融資を受け、信用保証協会が債務保証した者に対し、10万円を上限に信用保証料を補助
- ・ 地域経済循環型住宅リフォーム支援
　　20万円以上の住宅リフォームを、市内施工業者によって実施した市民に対し、地場産品を進呈

《ものづくり基盤整備事業》

- ・ 地場産業団体活動支援
　　地場産業振興のため、技術振興や後継者育成などに取り組む商工業団体等を支援
- ・ 伝統的工芸品産業产地組合助成
　　伝統技術を後世に継承するための諸事業に取り組む関係団体を支援

《技術力PR・マーケティング強化促進事業》

- ・ 地場産業PR支援事業
　　地場産業の関係機関や団体が、啓発イベントや体験教室等を通じ小田原ならではのものづくりの魅力を発信する取組を支援
- ・ 展示会・見本市出展補助
　　地場産業を広く周知し、販路を開拓する展示会や見本市への出展を支援

(4) 中小企業向け新型コロナウィルス感染症への対応（令和2年度実績）

- ・ 緊急経済対策信用保証料補助金
　　通常10万円を上限としている補助を50万円に拡充
- ・ 緊急経済対策特別利子補給金
　　「小田原市中小企業小口資金」の利子に対し、年間50万円、最大3年間分を補助
- ・ 中小企業融資等相談員の配置
　　融資等の専門知識を有する相談員（金融機関OB 2名）を市窓口に配置
- ・ 緊急経営改善相談窓口の開設
　　新型コロナウィルス感染症に起因する経営相談のほか、事業承継、企業再生の相談を専門家（中小企業診断士）が対応
- ・ 雇用調整助成金等申請支援補助事業（令和2年度で終了）

小田原箱根商工会議所が行う、雇用調整助成金に関する説明会、専門家派遣を支援

・中小企業事業者等支援金（第1弾）

感染拡大の防止に向け、県知事からの休業又は時短要請に応じた事業者に20万円を交付

・中小企業事業者等支援金（第2弾）

感染拡大の影響により事業収入が減少した事業者に対し、減少割合に応じて最大20万円を交付

・商業者事業継続等支援補助金

感染拡大の影響を受ける商業者の支援に向け、販売促進等に取り組む商店街等に対し、補助金を交付（補助率10/10 上限100万円）

・子育て世帯応援事業（おだわらっこ応援券）

子育て世帯と商業者を応援するため、市内商店街等で使用できる商品券を発行し、子育て世帯に交付（1万円分）

・プレミアム付商品券事業（第1弾おだわら梅丸商品券）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける商業者と市民の生活を支援するためプレミアム付商品券を発行

エ 地域経済振興戦略ビジョン改定

地域経済の経営理念として平成23年度（2011年度）に策定した、地域経済を活性化し好循環の推進を目的とする「小田原市地域経済振興戦略ビジョン」の計画期間が令和4年度で終了する。

改定に当たっては、現ビジョンの振り返りと市内の経済活動の動向分析を踏まえ、経済団体、有識者で構成される公民連携による検討組織を立ち上げ、地域経済の方向性、行政、民間の役割などについて意見を聴取し、第6次小田原市総合計画などの先行する各種計画を踏まえ、ビジョンの改定作業を進めていく。

（2）第2回（令和4年4月11日開催）

ア 参考人招致

中小企業事業者の声を聴取するため、参考人として小田原箱根商工会議所より2名、公益社団法人小田原青年会議所より2名を招致し、本市経済の現状について説明を受けた。

（7）事業者から見た本市経済の現状について

【小田原箱根商工会議所】

現在、新型コロナウイルス感染症の給付金等の施策やそれ以前のアベノミクスの政策により、全国的に出回っているお金は増えていると感じているが、なかなか市内にはお金が回ってこない。どこかで滞留してしまっていることが問題であると認識している。

コロナ禍での小田原市内の経済状況については、大変な状況は続いているが、意外と倒

産する事業者は少ない。コロナ禍における補助金や、金融機関の「ゼロゼロ融資」、雇用調整助成金等の施策が大きく貢献していると思われる。

現在、特例で返済免除期間となっている「ゼロゼロ融資」の返済が始まるまでに、新しい商いの形をつくれるかが勝負となる。

また、気候変動による農水産物の生産量減少は今後も続くと考えられることから、地産地消の推進も重要となってくる。中でも、エネルギー問題は重要なテーマであり、小田原市だけで年間300億円ほどの電気料金がかかっており、ほとんどが市外に流出している。市内のエネルギー事業者を活用することで、一定のお金が市内に留まることになる。食の分野でもこのような考え、意識付けが重要である。

市民に対しては、全国展開しているネームバリューのある企業ばかりを選ぶのではなく、地元企業の積極的活用を促進することで、市内に一定のお金が留まり、そこから新たな付加価値が生まれる可能性がある。地元の食材を買ってもらうために、消費者の意識を変える取組が必要と考える。行政、事業者、そして市民も地域でお金を回していくという機運が高まるような施策の推進を期待したい。

【公益社団法人小田原青年会議所】

小田原青年会議所の取組の一つとして「外貨の獲得」を目指した取組を行っている。これは、世界各国のJCメンバーを小田原や箱根にお招きし、おもてなしをして、将来的にも海外の方がいらっしゃるという流れを作る活動をしている。

この取組がどのように地域経済の循環につながっていくかは、現在模索しているところであるが、官民連携が取れるところがあれば、隨時、相談をさせていただきながら、地域経済循環実現のためのしっかりとした形をつくっていきたい。

また、今年1年間の地域内での活動として、街中に「おだべん。」という地域住民皆で作るお弁当をテーマとしてポスターを掲示させていただいている。地域住民の方々と、約300件の飲食店を含め、様々な声を集め、現在、7チームの案が生まれた。本年10月の発表に向け共創を行っている。

こういった取組で大事なことが「調査をする」ということである。調査をして驚いたこととして、多くの人が小田原のことを知っているようで知らないということである。

地域の情報を知らない方々にも、自然と情報が入ってくるような仕組みづくりのためにも、地域住民、団体との共創が大事であると考える。

(イ) 事業者が考える今後の課題

地域経済振興のためには、次の項目について、市民、行政、事業者が互いに協力し解決していく必要があると考える。

- ・市内でお金が循環するような仕組みづくり（市外流出の防止）
- ・気候変動に対する対応

- ・女性活躍の推進
- ・地産地消の推進
- ・起業者と後継者問題を抱える事業者のマッチング
- ・キャッシュレス、ペーパーレスの時代に合わせたＩＴ技術導入
- ・市民、行政、事業者の三位一体となった地域経済振興に向けた取組方法の確立
- ・公民連携、ＰＰＰ、ＰＦＩによる、民間の力でお金を膨らまし、回していく取組
- ・一時的なものではなく、持続的に地に根づいていくような施策の推進

イ 他自治体への調査（地域経済振興施策）について

(7) 調査対象

地域経済振興に関する条例

(本市の「地域経済振興戦略ビジョン」に類するものの有無を含む)

(1) 選定理由

地域経済振興のためには市民、行政が市内事業者の積極的活用を推進していくことが重要である。そのために市民、行政、事業者、関係団体等それぞれが、どのような役割を担うべきかについての明確な方向性が必要であると考える。その方向性の示し方について、他市の先進事例において、地域経済振興に関する条例制定が確認できた。

条例制定の有効性を確認するため、他市の制定状況について調査を行うこととした。

県内他市については全18市、県外他市については全国市議会議長会が実施している「市議会の活動に関する実態調査」より平成29年から令和元年の3年間の結果をもとに、8市を抽出して詳細な調査を行った。

県内他市について、地域経済振興に関する条例を制定している市は横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の4市であった。

《県外他市の対象8市》

- ・兵庫県たつの市（たつの市中小企業等振興基本条例）
- ・新潟県柏崎市（新潟県柏崎市希望と活力ある地域産業振興基本条例）
- ・岡山県瀬戸内市（瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例）
- ・北海道恵庭市（恵庭市ふるさと産業振興条例）
- ・山梨県大月市（大月市内循環型経済推進条例）
- ・富山県高岡市（高岡市産業の振興及び小規模企業の持続的発展に関する基本条例）
- ・島根県浜田市（浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例）
- ・島根県出雲市（出雲市地場中小企業・小規模企業振興基本条例）

《県内他市の4市》

- ・横浜市（横浜市中小企業振興条例）
- ・川崎市（川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例）
- ・相模原市（相模原市がんばる中小企業を応援する条例）
- ・横須賀市（横須賀市中小企業振興基本条例）

条例制定のきっかけとしては「市民からの要望」「議会改革の一環」「市民アンケート結果」など、市によって違いが見られたが、制定にあたってのポイントとしては、共通する点として以下の3点が見られた。

- ①市の責務、市民、事業者、関係団体の役割の明確化
- ②中小企業の技術革新の促進
- ③市内中小事業者の受注機会の拡大

(イ) 条例制定の効果

- ・市を挙げて中小企業を応援する機運を生んだとの声が多く、市、関係団体間での共通認識が図られ、市内中小事業者の積極的な活用、その推進体制が確立した。
- ・条例は一定の方向性を示すものであり、何かを制限・強制したりするものではないが、市内事業者支援の機運の高まりにより、実際に中小事業者への支援体制の拡充に至った例も見られた。

(ロ) 条例制定後の課題

- ・市内事業者の発展は、市民や行政、事業者が常に市内事業者を意識することが重要となる。今後、時間の経過により、条例が形骸化しないよう、常に先を見据えた取組を関係各所が自発的に進めていくことが重要となる。
- ・効果検証の方法について、決算特別委員会や常任委員会において、各部局に支援実績等の報告を求める方法や、市内の経済団体から定期的なヒアリングを行うなどといった例が見られたが、定期的なヒアリングは中小企業事業者や経済団体等にとって、一定の負担となることも考えられるため、検証方法については慎重に検討する必要がある。

(オ) 分野別計画の策定状況

本市の「経済振興戦略ビジョン」に類すると思われる分野別計画（以下、「ビジョン等」）の策定状況についても合わせて調査を実施。

今回調査を実施した、県内と県外合わせて14市中、条例とビジョン等をともに有している市は3市、ビジョン等のみ有している市は2市、その他9市については、条例制定のみであった。

- ・条例、ビジョン等をともに制定している市は、県内では川崎市と相模原市の2市。県外では富山県高岡市の1市であった。詳細は次のとおり。

《川崎市（かわさき産業振興プラン）》

プランを条例における中小企業活性化施策に関する実施計画に位置づけ、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

《相模原市（さがみはら産業振興ビジョン2025）》

条例とビジョン、それぞれの目的をもって定めている。条例は中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定。ビジョンは新しい時代を見据えた産業全体の政策の方向性を中長期的な視点に立って戦略的かつ総合的に示す。

《富山県高岡市（高岡市産業振興ビジョン）》

ビジョンは、産業振興に関する指針として、基本的な方向とそのために講ずる施策を取りまとめるものとして策定。ビジョンの中に、基本理念や関係者の役割を明確に示したもののがなかったため、別に条例を制定した。

- ・ビジョン等のみを策定している市は平塚市と藤沢市であり、この2市については、ビジョンに沿って中小企業を含む産業全般の支援を進めていることから、条例制定の判断には至っていない。
- ・条例のみ制定のその他9市については、条例によって、地域経済振興に向けての方向性を示していることから、ビジョン等策定の判断には至っていない。

4 委員会所見

本委員会における「地域経済振興施策」についての所管事務調査は、地域経済循環と市内事業者支援に関する取組の調査、研究を中心に行った。

市内の経済状況や市の政策等について、執行部の説明を受け、また、参考人から意見等を伺い、本市の現状を把握した上で、他市の先進事例を検証する中で、各委員から挙がった意見を次のとおり集約するものである。

(1) 市内事業者の受注機会の拡大

本市の事業者から、受注の機会が失われているとの声を聞くが、市内事業者の多くが中小企業事業者である本市において、地域経済振興のために、行政は市内でお金を回すことを意識し、まずは市内事業者の受注機会の拡大に努めるべきである。

具体的には、市の公共事業、物件調達、業務委託等においては、公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、優先的に市内事業者を選定するよう努めるべきと考える。

また、事業者も各々の技術革新を図ることで、さらなる受注機会の拡大につながると考える。

(2) 地域資源活用の促進

本市は豊富な地域資源（自然環境、食、観光、都市基盤、エネルギー等）に恵まれており、それらの一層の活用促進は、地域経済振興につながる可能性を十分に有しているものである。

具体的には、小田原ならではの食文化を生かした、オンリーワン製品の開発、省エネ・再エネや福祉分野などの社会ニーズに応える製品の開発・販路開拓の支援などが考えられる。こうした新しいコンテンツを創出する際には、市内事業者のみならず、市外企業の呼び込みを公民連携により進めることが重要である。

また、農業・漁業・林業などの第一次産業においては、品目は多いがロットが限られている。第一次産業の振興は食料自給率の拡大につながるだけでなく、田園等の自然環境保全にもつながることから非常に重要である。市民は日常において小田原産の農林水産物の消費を意識し、行政は地産地消の啓発を推進していくことが重要であると考える。

(3) 市民の意識改革

地域経済振興のためには、一人でも多くの市民が市内の商店等を利用したり、地場産品を購入したりすることが重要であると考えるが、適切に情報を得る環境が整っておらず、積極的な地産地消につながっていない状況が見られる。より多くの市民が地元商店や地場産品に魅力を感じるような環境づくり、意識付けが必要である。

具体的には、商工会議所が行っている事業者紹介を市民向けにアレンジするなどして、特にネームバリューに欠けがちな市内の中小事業者の取組や製品、サービスを積極的に発信し、広く市民に知ってもらうことが重要である。また、啓発事業として子どもたちが授業で中小企業について学べる機会を設けることも有効である。

地産地消については、学校給食での地場産品の利用、動画配信を活用した情報発信などのさらなる啓発を行うことで、地場産品の消費が進み、生産、加工、流通がより活性化し、「地産地消」の流れが作られるようになることが望ましいと考える。

(4) 地域経済循環

地域経済振興のためには、市内経済の好循環が鍵であるが、本市の経済は、飲食料品卸売業・リネンサプライ業・不動産管理業など、様々な業種が箱根の観光ビジネスに関連しているため、その動向でかなり左右される。については、地域経済の好循環を考える際、対象エリアは市内だけでなく、周辺市町を含めた広い範囲で捉えていく必要がある。

周辺市町との連携・協力として、例えば、2市8町エリアで使用できる地域通貨の創出や、箱根の地熱エネルギー利用などが考えられる。

(5) その他の視点

【農福連携】

福祉推進が経済効果を推進するような取組が必要である。農福連携により、人材不足に悩んでいる農家の支援と障がいのある方への雇用促進が期待できる。

【女性活躍の推進】

女性が働きやすい職場や環境づくりや、資格を有する女性の再雇用の促進により、人材の確保、充実が図られる。

【S D G s の推進】

契約、プロポーザル、指定管理においても、事業者に S D G s の理念の徹底と環境についての配慮を求めていくことで、事業者のレベルアップが期待できる。

【後継者問題の解消】

市内事業者が事業を安定的に継続するためには、後継者の育成と確保が重要である。第三者承継の支援や、学校教育における体験授業を充実させるといった取組を進める必要がある。

(6) 今後について

現在、市では新たな「地域経済振興戦略ビジョン」の策定作業を行っているところであるが、本委員会としては、市内事業者の支援や、地域経済の振興を着実に進めていくためには、市民、行政、事業者、関係団体等、関係各所が自身の役割を理解し、互いに地域経済振興に向け行動することが重要であると考える。については、総合計画を補完し、地域経済の経営方針を定めるビジョンとは別に、市としての基本的な考え方を整理し、認識を共有するための理念が必要であると考える。

その手段の一つとして挙げられるのが、「地域経済振興に関する条例」の制定である。

条例は、その施策の方向性を示す重要なものであり、容易に改廃されるべきでない恒久性の高いものである。また、「地域経済振興戦略ビジョン」との整合性を確認する必要もあるため、その内容については十分に議論を行う必要があるものの、条例制定が地域経済振興の一助になると考えることから、これまでの研究を踏まえ、本市においても、「地域経済振興に関する条例」の制定に取り組むべきである。